HOKKAIDO UNIVERSITY

| | |
|---|---|
| Title | 雑報 |
| Citation | 北大法学論集, 31(2), 515-516 |
| Issue Date | 1980-11-19 |
| Doc URL | http://hdl.handle.net/2115/16321 |
| Type | bulletin (other) |
| File Information | 31(2)_p515-516.pdf |

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

雑　報

# 北海道大学法学部法学会記事

○昭和五五年五月二三日（金）午後二時――五時半

「Über den Stil höchstrichterlicher Entscheidungen――Ein Vergleich zwischen den Stilen der Urteilsbegründung französischer, anglo-amerikanisher und deutscher Obergerichte　最高裁判所判決の様式について――フランス、英米、ドイツ最高裁判所の判決理由の様式の比較」

講師　Hein Kötz　ハイン・ケッツ教授（マックス・プランク比較・国際私法研究所所長、ハムブルク大学教授）

通訳　和田卓朗

出席者　三七名

本講演に於て、ケッツ教授は、「様式」という観点（それが、比較法研究の唯一絶対の観点ではなく、多の内の一にすぎぬことは、教授自身、後の討論の中で明らかにされた）から、フランス、英米、ドイツの最高裁判所判決にアプローチされ、それぞれの判決様式の背後にあって、これを規定している、裁判官たちの法に対する姿勢を明るみに出し、あるべき判決の姿を問われた。

判決の様式の確一性という点では、フランスの判決が、最右翼に位置する。フランスの裁判官は、その判決に、それが専ら法律から論理的に演繹されたものであるという体裁を与えんと努める。随って、裁判官の価値判断、利益衡量の表明はおろか、判例・法学書よりの引用さえ、厳に戒められる。斯様な判決様式を生み出すことになったものは、モンテスキューが主張し、フランス革命によって広く一般に認承せられるに至った「裁判官は、法律の文言を語る口以上の存在であってはならない」という考え方である（この見解から当然予想される質問が提出された。即ち、旧体制（アンシャン・レジーム）下のフランスに於る判決の様式如何という問題である。教授は、現今の様式は旧体制時に迄遡り得るものではなく、高等（ハルル）法院（マン）の判決の様式は同時代のイギリスのそれに類似していたであろうという推測を述べられた。随って、現在のフランスの判決様式の由来を、デカルトに象徴される演繹的思考の「フランス的伝統」「フランス人の歴史的気質」といったものに求める議論は否定される）。しかし、裁判官の職能・任務に関する斯様な言明は、判決形成の実態を隠蔽するものであるという教授の批判を甘受せねばならなかった。

斯様なフランスの判決の様式の対極を構成するのが、英米流の行き方である。裁判官の自負が帰納的考察方法と相まって、当該

事案の解決の提案を説得力あらしめるべく、先例の十全な分析、先例と本件の比較、考え得る限りの異論との対決を通じて、裁判官自身の価値判断が余す処無く展開される。このような判決様式は、その理解が容易であること（勿論、判断の対象が倫理的な言明を要求するものか技術的な問題であるかによって、言明の平易さにも段階が生ずる）、判決の批判可能性といった点で、教授の殆んど全面的な賛同を獲ち得ることになった。

ドイツの判決様式は、教授によって両者の中間形態として、しかし、その精神と実際の機能に於てフランスのそれに接近したものと位置付けられる。即ち、判例の引用が、事実を捨象した判決要旨に限られることによって、また、当該事案の事実の記述が極端に端折られることによって、判決の批判可能性が相当程度削減されて了うのである。特殊な法律用語の使用も、同様の機能を営んでいる（斯様な様式と西ドイツの司法構造——BGH と BVG 等における裁判官選任方法の相違、少数意見制の採否、参審制、大学教授の社会的地位等をめぐる活発な質疑については、紙幅の関係上、割愛する）。

以上の認識を踏まえて、教授は、判決に於て事実関係を出来るだけ公表すること、特殊な法律用語の使用を抑制して判決を分り易いものにすること、裁判官の価値判断を公表することによって、判決全体の批判可能性を高めるべきことを提言されるのである（勿論、その十全な達成は、制度上の改善にまつ部分もあることを、教授は否定されるものではない。また、以上の提言は、判決の予測可能性を高めるものであり、価値判断の正しさの認定の客観的判定基準の未確立も、実際に行なわれている裁判官の価値判断を公表することによってこれを批判可能なものとすることの必要性を否定するものではない、という点も確認された）。